

保育者養成における指導上の課題 ——「保育実習指導のミニмумスタンダード」から——

杉浦 誠* 岩崎 桂子*

* 帝京短期大学 こども教育学科

要 旨

本稿は、指定保育士養成校における保育実習に関する指導の課題について、(1) 保育士養成における実習指導の重要性と学生の実習先とのマッチング、(2) 保育者養成における社会福祉関連科目の現状、(3) 保育士養成カリキュラムにおける社会福祉関連科目の位置づけと実際、(4) 指定保育士養成施設におけるカリキュラム編成基準の脆弱性、(5) 保・幼一元化の動向と幼稚園教諭養成における社会福祉関連科目の重要性、について『保育実習指導のミニмумスタンダード』との関連性から考察するものである。

キーワード：実習先と学生のマッチング、保育者養成カリキュラム、保育者養成と社会福祉関連科目、保・幼一元化と保育者養成

I はじめに

保育士養成においては、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定により、習得すべき教科目が定められており、保育実習は、それら教科目のうちのひとつに位置づけられている。これら科目の目的は、厚生労働省（雇用均等・児童家庭局通知「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」）¹⁾に明確に定められている（詳細は後述）。

また、保育士養成協議会編（『保育実習指導のミニмумスタンダード』（以下、ミニмумスタンダードと記す））²⁾では、保育実習について「保育実習は、その習得した教科全体の知識・技術を基礎とし、これら総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする」とされている。指定保育士養成施設は、この目的に沿いながら、各校ごとにカリキュラムをつくり、実習指導を行っているが、実際は、それぞれの実情により各科目のつながりや実習に対する方針に違いがある。

こうした状況については、従来から実習先と学生とのマッチングや施設保育士養成における社会福祉関連科目の教授方法などの観点から多くの問題が指摘されている。そこで、本稿においては、保育者の養成におけるカリキュラム体系について、実習の目的と養成校の教科目との関連性を踏まえ、①実習先と学生のマッチング、及び、②社会福祉関連科目の教授の実情と課題に着目し、保育者養成の現状と課題について考察してみたい。

なお、本稿では、児童福祉法に規定される保育士の養成を考察対象とすることを主目的とするが、昨今の社会情勢の変化を受け進展がみられる保・幼の一元化の動きを鑑みて、幼稚園教諭養成におけるカリキュラム上の課題についても取り扱いたい。

II 保育者養成における実習指導の重要性と学生と実習先とのマッチングについて

指定保育士養成施設における保育実習の実施基準は、厚生労働省¹⁾の「保育実習実施基準」が適応されている。

現在は、「保育実習Ⅰ」（4単位：保育所実習2単位、施設実習2単位）と「保育実習指導Ⅰ」として実習と実習指導の区分がされている。また、選択必修科目である「保育実習Ⅱ又はⅢ」（2単位）についても「保育実習指導Ⅱ又はⅢ」が設置されている（資料1）。

また、保育士養成課程検討会³⁾において「保育実習における事前事後指導の充実により実習による学びを強化させ、効果的学習を行うことが出来るようにする」^{注1)}と述べられるように、保育実習の実施に当たっては実習指導による学びが重視されており、また、実習そのものについても実働90時間以上を確保することが望ましいとされている。

言うまでもなく、保育現場で実践的な学びができる保育実習は、保育者を志す学生にとり大きな影響力を持つ。保育実習でどのような体験をしどのような学びを得るかということが、卒業後の保育観や進路にまで

影響するといっても過言ではない。

このため、養成施設の教職員は、学生の保育実習を充実させるために、保育実習指導だけでなく、学生の特性と実習先とのマッチングにも配慮しなければならない。

学生と実習先とのマッチングを図るためには、実習先の指導方針や、職員構成など様々な要件を把握することが求められるが、これら実習先の情報を的確に収集するために、効果を発揮するのが教員による巡回指導である。

この巡回指導について、ミニマムスタンダードでは、「学生が実習を実施している時間に、実施している場で、養成校の教員が直接指導する形態であり、その機会」^{注2)}とされている。養成施設の教員は、この機会を活用することにより学生の実習前の準備や学びを把握するとともに、必要に応じて実習後半の軌道修正を行い、学生に、より充実した学びを実現するための指導を実施することができるのである。

巡回指導の内容には、①学生のようなすの把握と指導・助言、②実習の状況の確認と調整、③子ども（利用者）との関係の確認と指導、④指導担当職員を含めた全職員との関係の確認と調整、⑤指導担当職員への連絡・依頼内容、⑥養成校側の教育方針や方法と実習施設の実習プログラムや方法との調整^{注3)}、が挙げられている。

保育者養成に携わる者は、これら実習巡回の内容を十分に理解したうえで、巡回を実施しなければならないことは言うまでもないことであるが、その際、実習先の指導方針や特徴を知り、また、職員との関係性を築き上げることにより、今後の学生の実習指導、及び、学生と実習先とのマッチングをより高度に図ることが出来るように心がけなければならないのである。

Ⅲ 保育者養成における社会福祉関連科目の現状

指定保育士養成施設において社会福祉関連科目を担当する者がその指導において課題とすることに、「保育における社会福祉関連科目の意義を十分に理解していない学生を実習現場に送り出さなければならない状況がある」ということがある。

このような状況の背景には、宮崎他⁴⁾における「資格取得を志望して短大に入学する者や、あるいは資格保持者にとっては「保育園」で働くということが圧倒的に多く、それ以外の選択肢は現実的にも一般的なものではないように思われる」との見解や、多田内・重永⁵⁾における「入学時から施設への希望を持っていた学生はわずかであり、大半の学生は（施設への）就職を考えていなかった」などの学生の意識調査結果に示されるように、指定保育士養成施設に入学して保育

実習種別 (第1欄)	履修方法(第2欄)		実習施設 (第3欄)
	単位数	施設におけるおおむねの実習日数	
保育実習Ⅰ (必修科目)	4単位	20日	(A)
保育実習Ⅱ (選択必修科目)	2	10日	(B)
保育実習Ⅲ (選択必修科目)	2	10日	(C)

備考1 第3欄に掲げる実習施設の種別は、次によるものであること。
 (A) …保育所及び乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター（児童発達支援及び医療型児童発達支援を行うものに限る）、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る）、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
 (B) …保育所
 (C) …児童厚生施設又は児童発達支援センターその他社会福祉関係諸法令の規定に基づき設置されている施設であって保育実習を行う施設として適当と認められるもの（保育所は除く。）

備考2 保育実習（必修科目）4単位の履修方法は、保育所における実習2単位及び（A）に掲げる保育所以外の施設における実習2単位とする。

資料1：保育実習実施基準における保育実習の履修方法

（「指定保育養成施設の指定及び運営の基準について」（平成27年3月31日一部改訂）より抜粋）

者を志す学生の多くが、「保育」という仕事について「乳幼児を対象とする専門的職業（保育所保育士の保育業務）」であるという理解については当初から強く有するものの、「保育所以外の児童福祉施設等における専門的職業（施設保育士としての保育業務）」に関する理解については、必ずしも十分ではない状況で学修を開始していることが背景にあると考えられる。

また、多田内・重永⁵⁾では、施設実習を終えた学生の大半において「施設に対する理解が深まり意識の変化があった」、学生は施設実習を通じて「施設保育士の仕事、活動に理解が得られた」として、施設実習後の学生の意識変化について触れ、施設実習の効果についても評価がなされている。しかし、この結果は裏を返せば、施設実習に臨む前の学生は、「保育所以外の児童福祉施設等に関する理解を十分に得ていない」ことを明示していると捉えることもできる。

このように、指定保育士養成施設における保育者養成においては、「入学初期の学生の「保育＝福祉専門職」という認識の欠如」と、「学生が施設実習に至るまでの学修プロセスの中に十分な社会福祉施設に関する理解を教授できていない状況」があるが、以下では、このうちの後者について反省的に捉え、「保育者養成における社会福祉関連科目の指導上の課題」について考察したい。

IV 保育士養成カリキュラムにおける社会福祉関連科目の位置づけと実際

1. 厚生労働省「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」における「保育実習実施基準」と社会福祉関連教科目の位置づけ

厚生労働省¹⁾では、「保育実習実施基準（別紙2）」において、保育実習の目的を「保育実習は、その習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養うため、児童に対する理解を通じて保育の理論と実践の関係について習熟させることを目的とする。」としており、保育実習に臨むに当たっては、学生に社会福祉関連科目を含む全ての教科知識及び技能が素地として身につけていることを求めている。また、保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習Ⅲの目標においても、それぞれ「3. 既習の教科の内容を踏まえ、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に学ぶ（保育実習Ⅰ）」、「3. 既習の教科や保育実習Ⅰの経験を踏まえ、子どもの保育及び保護者支援について総合的に学ぶ（保育実習Ⅱ）」、「1.児童福祉施設等（保育所以外）の役割や機能について実践を通して理解を深める、2. 家庭と地域の生活実態にふれて、児童家庭福祉及び社会的

養護に対する理解をもとに、保護者支援、家庭支援のための知識、技術、判断力を養う（保育実習Ⅲ）」のように記載がなされている。保育実習Ⅰと保育実習Ⅱにおける「保護者支援」、及び、保育実習Ⅲにおける「児童福祉施設等（保育所以外）の役割や機能」、「児童家庭福祉及び社会的養護に対する理解」については、社会福祉関連科目がその中核を担うことは明らかであるし、また、保育実習Ⅰ及びⅡにおける「既習の教科」の意味するところにも、「習得した教科全体の知識、技能を基礎とし、これらを総合的に実践する応用能力を養う」という保育実習の目的を鑑みれば、社会福祉関連科目に関する内容が当然に含まれていなければならないのである。

2. 「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」における実習の履修方法と養成施設のカリキュラム編成における社会福祉関連教科目の実際

ここまで厚生労働省¹⁾の「保育実習実施基準（別紙2）」における社会福祉関連科目の位置づけについて述べてきたが、この、「保育実習実施基準」では保育実習の履修方法について資料1のように規定し、保育実習Ⅰ（4単位）のうち2単位は保育所以外の施設における実習とすることが明確に示されている。

また、厚生労働省¹⁾は、別紙3において「教科目の教授内容」を示しているが、それらのうち、社会福祉関連の素養を直接的に身に着けるための科目とその目標を整理すると表1のようになる。すなわち、これら、社会福祉関連科目の目標からは、①保育の本質・内容に関する科目にある社会福祉・児童家庭福祉が他の社会福祉関連教科目の原論として社会福祉関連科目の基礎に位置付けられていること、②原論系科目の理解が他の演習系科目（相談援助・障害児保育・保育相談支援・社会的養護内容）及び講義科目（社会的養護・家庭支援論）の基礎として要求されていること、③②に示した演習科目及び講義科目それぞれにおいても社会福祉に関する整除された理解を学生に提供するためには、段階的な履修が必要であること、を読み取ることができよう。しかし、「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」には、実習の時期についての規定^{注4)}は設けられているものの、「保育の本質・目的に関する科目」、「保育の対象の理解に関する科目」、「保育の内容・方法に関する科目」の履修方法については「指定保育士養成施設において設定」とされており、社会福祉関連科目に限らずその他全ての教科目についても具体的な履修モデルは示されていないのである。

表1：「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」別紙3における社会福祉関連教科目とその目標

	教科目名	単位数	科目の目標
保育の本質・目的に関する科目	児童家庭福祉(講義)	2	1. 現代社会における児童家庭福祉の意義と歴史の変遷について理解する。 2. 児童家庭福祉と保育との関連性及び児童の人権について理解する。 3. 児童家庭福祉の制度や実施体系等について理解する。 4. 児童家庭福祉の現状と課題について理解する。 5. 児童家庭福祉の動向と展望について理解する。
	社会福祉(講義)	2	1. 現代社会における社会福祉の意義と歴史の変遷について理解する。 2. 社会福祉と児童福祉及び児童の人権や家庭支援との関連性について理解する。 3. 社会福祉の制度や実施体系等について理解する。 4. 社会福祉における相談援助や利用者の保護にかかわる仕組みについて理解する。 5. 社会福祉の動向と課題について理解する。
	相談援助(演習)	1	1. 相談援助の概要について理解する。 2. 相談援助の方法と技術について理解する。 3. 相談援助の具体的展開について理解する。 4. 保育におけるソーシャルワークの応用と事例分析を通して対象への理解を深める。
	社会的養護(講義)	2	1. 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷について理解する。 2. 社会的養護と児童福祉の関連性及び児童の権利擁護について理解する。 3. 社会的養護の制度や実施体系等について理解する。 4. 社会的養護における児童の人権擁護及び自立支援等について理解する。 5. 社会的養護の現状と課題について理解する。
保育の対象の理解に関する科目	家庭支援論(講義)	2	1. 家庭の意義とその機能について理解する。 2. 子育て家庭を取り巻く社会的状況等について理解する。 3. 子育て家庭の支援体制について理解する。 4. 子育て家庭のニーズに応じた多様な支援の展開と関係機関との連携について理解する。
保育の内容・方法に関する科目	障害児保育(演習)	2	1. 障害児保育を支える理念や歴史の変遷について学び、障害児及びその保育について理解する。 2. 様々な障害について理解し、子どもの理解や援助の方法、環境構成等について学ぶ。 3. 障害のある子どもの保育の計画を作成し、個別支援及び他の子どもとのかかわりのなかで育ち合う保育実践について理解を深める。 4. 障害のある子どもの保護者への支援や関係機関との連携について理解する。 5. 障害のある子どもの保育にかかわる保健・医療・福祉・教育等の現状と課題について理解する。
	社会的養護内容 (演習)	1	1. 社会的養護における児童の権利擁護や保育士等の倫理について具体的に学ぶ。 2. 施設養護及び他の社会的養護の実践について学ぶ。 3. 個々の児童に応じた支援計画を作成し、日常生活の支援、治療的支援、自立支援等の内容について具体的に学ぶ。 4. 社会的養護にかかわるソーシャルワークの方法と技術について理解する。 5. 社会的養護を通して、家庭支援、児童家庭福祉、地域福祉について理解や認識を深める。
	保育相談支援(演習)	1	1. 保育相談支援の意義と原則について理解する。 2. 保護者支援の基本を理解する。 3. 保育相談支援の実践を学び、内容や方法を理解する。 4. 保育所等児童福祉施設における保護者支援の実践について理解する。

(「指定保育養成施設の指定及び運営の基準について」(平成27年3月31日一部改訂)の内容をもとに作成)

V 指定保育士養成施設におけるカリキュラム編成基準の脆弱性

指定保育士養成施設のカリキュラム編成及び教授内容・方法については、従来から多くの研究がなされており、それらをとくに保育実習と関連させて結実させるものとして、保育士養成協議会編(『ミニマムスタンダード』)²⁾が上梓されたことは大変意義深いことであった。

ミニマムスタンダードでは、「保育実習Ⅰ(保育

所)」と「保育実習Ⅱ」が同一種の実習施設(保育所)で実施されることに対して、「保育実習Ⅰ(施設)」と「保育実習Ⅲ」が、保育所以外の様々な種別の児童福祉施設等で実施され、さらに、「保育実習Ⅲ」では、児童厚生施設をはじめとする他の社会福祉施設諸法令に基づき設置される施設での実習が可能となることから、実習施設の種別が「保育実習Ⅰ(施設)」と比してさらに広範囲に渡ることを指摘している。そして、このような多種多様な施設で実施される実習で学生に学ばせる標準的な事項を、①「保育実習

表2：ミニマムスタンダードに示される「保育実習Ⅰ（施設）」の学習項目

大項目	小項目	
1	実習施設について理解を深めさせる。	実習する施設の概要を理解させる
		実習する施設の設立理念と養護の目標を理解させる。
2	施設の状況や一日の流れを理解し、参加させる。	施設の生活に参加し、一日の生活の流れを理解させる。
		子ども(利用者)や保育士とともに生活し、施設の生活状況を理解させる。
3	子ども(利用者)のニーズを理解させる。	観察を通して、子ども(利用者)の実態を理解させる。
		子ども(利用者)と生活を共にし、積極的にかかわることを通して、子ども(利用者)のニーズを理解させる。
4	援助計画を理解させる。	援助計画の意味を理解し、施設全体の援助の実態を学ばせる。
		年齢・発達その他個人の特性などに応じた援助計画のあり方を学ばせる。
5	養護技術を習得させる。	保育士の援助の実態を通して、養護技術を学ばせる。
		生活の一部を実際に担当し、子ども(利用者)の養護を理解させる。
		子ども(利用者)の個別性に配慮した養護のあり方を学ばせる。
6	職員間の役割とチームワークについて理解させる。	職員間の引継ぎ等に触れ、一貫性・継続性に配慮した養護の視点を学ばせる。
		異業種間の業務内容や役割に触れ、チームワークのあり方について理解させる。
7	施設・家庭・地域社会との連携について理解させる。	施設と家庭との連携の実態に触れ、そのあり方について理解させる。
		保育士と保護者とのかかわりについて説明し、連携のあり方を学ばせる。
		地域における子育て支援事業の実態について理解させる。
		地域における社会資源(児童相談所・小中学校・医療機関等)について理解させる。
8	子ども(利用者)の最善の利益を具体化する方法について学ばせる。	日常の保育士と子ども(利用者)とのかかわりを通して、子ども(利用者)にとってよりよい生活やかかわりのあり方を学ばせる。
		子ども(利用者)の最善の利益を追求する施設全体の取り組みについて学ばせる。
9	保育士の倫理観を具体的に学ばせる。	守秘義務の遵守等がどのようになされているのかを学ばせる。
		個人のプライバシーが、具体的にはどのように保護されているのかを学ばせる。
10	安全及び疾病予防について理解させる。	施設全体の安全に対する仕組みと個々の配慮を理解させる。
		一人一人の子ども(利用者)に対する安全の配慮を理解させる。
		一人一人の子ども(利用者)に対する衛生の配慮を理解させる。

(保育士養成協議会編(2007)：『保育実習指導のミニマムスタンダード』, 113-114より抜粋)

Ⅰ（施設）」と「保育実習Ⅲ」において継続性のある学習や経験を示した項目であること。②施設における実習全体をとおして、子ども（利用者）・家庭・地域への理解を進化できるような項目であること。③施設保育士としての職業倫理を涵養できる項目であること。という3つの観点から整理するとともに、より詳細な実習の内容を表2・表3のように示している^{注5)}。これらの内容は、実習において今日でも重要視されるべき事項であることから、ミニマムスタンダードは、現在も各養成校で実習を想定したカリキュラム編成の資料として重用されている。しかし、実習指導の解説書という性質を有するミニマムスタンダードにおいても「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準」に示されていない「具体的な履修モデル」を補完するような内容は示されていない。

このように具体的な保育士養成における科目の履修モデルが無い状況において、各養成施設ではカリキュ

ラム編成を継続的な課題とし続けている。しかし、表2及び表3の内容を十分に理解し学生が実習に臨むための社会福祉に関する素養を獲得させることに困難をきたす状況が現実に発生し、問題となっているのである^{注6)}。

Ⅵ 保・幼一元化の動向と幼稚園教諭養成における社会福祉関連科目の重要性

教育行政学の分野において塩野谷⁶⁾は就学前の子どもたちが教育を受ける場について「幼稚園」と「保育所及び認可外保育施設」を比較し、「それら（保育所及び認可外保育施設）は制度的に異なる位置づけが与えられているものの、少なくとも外見的にはそれほど幼稚園との違いがあるわけではない」（傍点部筆者（杉浦））としている。また、幼稚園と保育所等の実際の状況について、①「幼稚園において預かり保育が広がっており夕方まで幼稚園で過ごす幼児が増えて

表3：ミニマムスタンダードに示される保育実習Ⅲの学習項目

大項目		小項目
1	養護全般に参加し、養護技術を習得させる。	施設の養護活動に参加し、養護技術を習得させる。
		保育士の職務を理解し、日々の生活を通してその役割を習得させる。
2	子ども(利用者)の個人差、子ども(利用者)のニーズについて理解し、その対応方法を習得させる。	子ども(利用者)に共感し、受容する態度を身につけさせる。
		子ども(利用者)の個人差に報じた対応方法を身につけさせる。
		子ども(利用者)の発達の違いに応じた養護の方法を学ばせる。
		生活環境にともなう、子ども(利用者)のニーズを理解させる。
3	援助計画を立案し、実践させる。	援助計画を立案し、指導担当職員のもとで実践させる。
4	家族とのコミュニケーションの方法を具体的な事例を通して学ばせる。	日常の保護者との対応をととして、コミュニケーションの方法を学ばせる。
5	地域社会との連携について具体的に学ばせる。	地域の子育て支援のニーズを理解し、施設の役割について学ばせる。
		地域支援事業等の実際に触れ、その地域の保育ニーズを理解させる。
		地域の社会資源との連携について理解を深めさせる。
6	子ども(利用者)の最善の利益への配慮を学ばせる。	実習施設の理念、目標等から、その意味を理解させる。
		保育士の援助の方法や対応から、その姿勢を学ばせる。
		子ども(利用者)の権利擁護の実際について学ばせる。
7	施設保育士として職業倫理を理解させる。	守秘義務の遵守について、实际的に理解させる。
		保育士の具体的な職業倫理について理解させる。
8	自己の課題を明確化させる。	施設保育士に必要な資質や養護技術について理解させる。
		施設実習を総括し、実習を通して得た問題や課題を確認させる。
		必要な今後の学習課題を確認させる。
		課題を実現させていく具体的方法を考えさせる。

(保育士養成協議会編(2007):『保育実習指導のミニマムスタンダード』115-116より抜粋)

いる事実」から幼稚園と保育所の大きな違いの一つである保育時間の差異が小さくなっていること、②対象児童の年齢(保育所が0歳児から利用であることに對して幼稚園でも満3歳児就園が広まるなど、対象児童の年齢についても保・幼が接近しつつあること)、③保育所の入所要件であった「保育に欠ける」^{注7)}状況についても、近隣に保・幼のいずれかの施設しかない地域では、従来からその有無にかかわらず、幼稚園か保育所の一方に子どもたちが通園する姿がみられたこと、を指摘している。

このように、一見して大きな違いがないように捉えられがちな就学前の子どものための教育(保育)に関する施設(幼稚園・保育所・認可外保育施設)ではあるが、制度面においては大きな違いがある。すなわち、幼稚園は学校教育法の定める学校であるため、文部科学省の所管であり、保育所は児童福祉法の規定する児童福祉施設であるため、その所管は厚生労働省となっている。このことは、保・幼の二元化の問題とし

て、その統合(保・幼一元化)について戦前から議論され、幾度となく頓挫してきた経緯がある。しかし、近年、夫婦の共稼ぎが一般化するなど、我が国における人々のライフスタイルは大きく変化しており、とくに待機児童問題等に代表される子育て支援の問題の解決を図ること^{注8)}を念頭に、保・幼一元化の議論は、現在、大きく進展しつつある。

ここで課題となることに保・幼が一元化された後に、実際に保育に携わる「保育者」の専門性の問題がある。上述のように「外見的にはそれほど違いがあるわけではない」と指摘される幼稚園と保育所等であるが、現状においては「制度的に異なる位置づけ」にあることから、幼稚園の専門職員である「幼稚園教諭」と保育所等の専門職員である「保育士」の養成カリキュラムにも大きな違いがある。厚生労働省の管轄する国家資格(児童福祉法による規定)である保育士資格取得カリキュラムには、保育者の職務に「養護に関する理解の必要性」、「保護者や地域社会における子

育て支援」、「保育所以外の児童養護施設等における職務」等を想定していることもあり、表1に示した通り、社会福祉関連科目が明確に位置付けられていることに対し、文部科学省の管轄（教育職員免許法）する幼稚園教諭養成カリキュラムには社会福祉関連科目を明確に位置付ける規定が無い^{注9)}のである。

2017年には「保育所保育指針」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定が実施されたが、その中で、幼稚園教育においても養護の重要性に関する記載がなされるようになった。しかし、実際には各養成施設・養成校のカリキュラムには幼稚園教諭に養護の重要性を修得させるための福祉関連科目はほとんど組み込まれていない実態がある。

杉浦⁷⁾において今日、教育現場（公立学校）でベテランと呼ばれる世代の教職員が、学生時代に、大学で教職課程を履修していた頃の教員養成カリキュラムにおいては社会福祉を体系的に学ぶ機会がほとんど設けられていなかったこと。また、そのことによる教育現場における学習指導上の課題を指摘したが、この課題を、保・幼一元化の問題と関連付けて考えると、資格取得のために「社会福祉関連科目」と「保育所以外の児童福祉施設等における実習」の履修が規定されている保育士養成カリキュラムと、それが現状において無い、幼稚園教諭養成カリキュラムを将来的に同等程度のものにしていかなければならないという課題を見出すことができるだろう^{注10)}。

VII おわりに

本稿では、①実習先と学生とのマッチングと巡回指導の重要性、②保育士養成において、カリキュラム編成上の問題から、学生が「保育実習Ⅰ（施設）」及び「保育実習Ⅲ」（保育所以外の児童福祉施設等における実習）に臨む以前に十分な社会福祉に関する知識・理解を教授することができない状況があること、③②の状況を引き起こす要因の1つとして、指定保育士養成施設の保育者養成に関するカリキュラム編成の基準が具体的に（公に）示されておらず、各養成施設に委ねられていることから、社会福祉関連科目が学生の実習前に配置されない状況があること。④保・幼一元化段階における保育士養成カリキュラムと幼稚園教諭養成カリキュラムの統合（カリキュラムを同等程度のものにすること）の必要性と社会福祉関連科目の重要性について述べてきた。①については巡回指導時に教員がミニマムスタンダードに掲げられる6つの巡回指導の内容を確実に把握しておくだけでなく、実習先そのものに関心をもつことが何よりも重要であ

ると考えられる。②と③については専門学校・短大・大学等の学校種の違いや、養成校によっては保育者養成カリキュラムとは別に、保育者以外の他の資格の授与を想定したカリキュラムとの併存を図ることが必要な場合もあることなどから、現状としては養成校それぞれの良識ある裁量にカリキュラムの構成を委ねなければならない状況にあることは否めない。そのような状況下において各養成校は、（可能であれば施設実習の前に全ての社会福祉関連科目を学習することが望ましいが）少なくとも原論系の科目（社会福祉・児童家庭福祉等）を実習前に学習できるように配慮するなどの対応を取らなければならないだろう。また、演習科目（相談援助・保育相談支援・社会的養護内容等）の教授についても可能な限り、社会福祉に関する基礎的学習の後、速やかに実施できるような配慮が求められる。

④については、今日の保・幼の一元化の動きについては従来、幾度となく展開されてきた一元化の議論の上に、近年の社会変動による人々のライフスタイルの変化や、社会問題の多様化が関連していることを強く受け止め、保育に携わる専門職として働く「保育者」には、現状の保・幼二元化の状況にあっても、これまで以上に社会福祉に関する素養が求められていることを指摘しておきたい。殊に、虐待問題、ひとり親家庭の問題、介護を抱える家庭の問題、など児童や家庭を取り巻く問題が複雑かつ深刻化していく中で、保育者養成における社会福祉関連科目の役割は今後、益々、重要性を帯びていくことになるはずである。そのような中で、保育者を養成する大学等の教育機関は、限られた時間内にどのようなカリキュラムを設定するかを考え、また、それを教授する職員の資質に関して常に最善の配慮を講じていかなければならないのである。

付記：本稿を執筆中に、保育士養成協議会から新たな『保育実習指導のミニマムスタンダード』が公表されることとなった。この新たなミニマムスタンダードを含めた考察については、別稿を期したい。

注1) 保育士養成課程検討会³⁾、9頁による。

注2) 保育士養成協議会編²⁾、130頁による。

注3) 保育士養成協議会編²⁾、137-140頁による。

注4) 厚生労働省¹⁾において、「保育実習を行う時期は、原則として、修業年限が2年の指定保育士養成施設については第2学年の期間内とし、修業年限が3年以上の指定保育士養成施設については第3学年以降の期間内とする。」とされている。

注5) 保育士養成協議会編²⁾、113 - 114頁による。

注6) 保育士養成協議会編²⁾ (ミニマムスタンダード) は、出版以降、保育所保育指針の改定(2008年)、保育士養成科目の変更等、保育士養成に関する内容について変化が生じているにも関わらず、改定が実施されていない(2017年3月現在)。このため、養成校はカリキュラム編成においてミニマムスタンダードを参考とする場合、現状との齟齬にも留意しなければならない。

注7) 保育所の利用要件であった「保育に欠ける」という規定は、保・幼一元化の流れの中で2015年度より「保育を必要とする」に改められている。

注8) この保・幼一元化の動きは、我が国の子育て家庭の支援という側面のみならず、就学前の児童の教育(保育)を充実させる方向で検討されている。

注9) 教職課程(幼稚園教諭免許状)に関する教科目には、「教職に関する科目」の中に「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」が設定されているが、これら科目において、保育士養成課程におけるソーシャルワーク関連科目(相談援助や保育相談支援)のような社会福祉的観点十分に導入されているかということについては疑問が残る。なお、文部科学省は、「いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するために、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する」ことを目的としてスクールソーシャルワーカー活用事業を展開しているが、本事業におけるスクールソーシャルワーカーの選考にあたっては、「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者が望ましい」としている。このことは、学校教育現場においても幅広い社会福祉に関する専門性が求められていることを示していると考えられよう。こうした状況下において、幼稚園教諭養成における「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」を担当する指導者にも、ソーシャルワークや社会福祉全般に関する幅広い学識と経験が必要とされていることは言うまでもないことである。

注10) 現在、保・幼の一元化を図るための一つの取り組みである認定こども園への対応を想定して、保・幼、双方の専門性に対応可能な職員を養成

するための特例措置(幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例)が実施されているが、この特例措置は、実務経験を有することを背景とはするものの、本来、個別に修得しなければならない複数の科目を1つにまとめてしまっていることや実習を実施しないことなど学習内容を省略している状況がある。このような、特例制度による省略された学習内容しか修めていない保育者が保・幼一元化後の保育における社会福祉の専門性を十分に発揮できるかということには疑問が残る。

文献

- 1) 厚生労働省 指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について(雇用均等児童家庭局通知:平成27年3月31日一部改正版)(2015年) Retrieved from <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000108972.pdf> (2017年8月20日)
- 2) 保育士養成協議会(編) 保育実習指導のミニマムスタンダード 北大路書房(2007年)
- 3) 保育士養成課程検討会 保育士養成課程等の改正について(中間まとめ)(2010年) Retrieved from <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/dl/s0324-6a.pdf> (2017年9月15日)
- 4) 宮崎隆穂・吉川明守・宮越敏夫 保育系短大生における施設実習後の施設イメージの変化、新潟青陵大学短期大学部研究紀要, 38, 175-181, (2008年)
- 5) 多田内幸子・重永茂 施設実習に関する本学幼児教育学科学生の意識調査 久留米信愛女学院短期大学研究紀要, 36, 55-61, (2013年)
- 6) 塩野谷斉 就学前の子どもたちの教育 勝野正章・藤本典裕(編) 教育行政学改定新版 学文社, pp.63-76, (2015年)
- 7) 杉浦誠 教育実践現場におけるボランティア学習の課題——教育者の社会福祉認識の必要性—— 子ども保育学・教育学研究, 1, 43-48, (2013年)

A Study on the Nursery Teacher Training Program: From "Minimum Standard of Training of Child Care"

Makoto SUGIURA * Keiko IWASAKI *

* Department of Early Childhood Education, Teikyo Junior College

Abstract

This paper is A Study on the nursery teacher training program (From "Minimum Standard of Training of Child care").

Contents of the paper include: (1) Method of matching between students and training facilities; (2) Problems of social welfare curriculum of schools to train childcare professional; (3) Learning contents of social welfare in nurturing nursery teacher; (4) Vulnerability of Curriculum of Nursery School Training School; and (5) Difference in training method between nursery teacher and kindergarten teacher (problem of kindergarten teacher who does not learn social welfare subject).

These contents were studied by Nursery studies, social welfare studies, pedagogy, political science (Including educational administration), and Teaching learning theory of practical training.

Keywords : Method of matching between students and training facilities, Nursery school and kindergarten teacher training curriculum, Curriculum of social welfare subjects in the training of "nursery teacher" and "kindergarten teacher", Difference in training method between kindergarten teacher and nursery teacher

